

令和6年度 第1回母子保健対策小委員会 記録

1. 日 時 令和6年9月13日（金）午後5時～午後6時
2. 場 所 オンライン開催
3. 出席者 14人 前垣委員長、松田・岡田・橋田・中村・美野・岸岡各委員
県家庭支援課：小倉参事監、松本課長、岡田課長補佐
健対協事務局：岡本事務局長、岩垣次長、田中係長、廣瀬主事

4. 議 題

（1）県内各圏域における健診体制について

・市町村における乳幼児健診事業について（調査結果まとめ）

乳幼児健診については、母子保健法により1歳6か月児健診及び3歳児健診の実施が市町村に義務付けられているほか、3～6か月児、9～11か月児の健診にも地方交付税が措置されている。昨年度補正予算により、1か月児健診及び5歳児健診を実施する市町村に対して国補助事業が開始された。令和6年6月に市町村における取組状況及び課題等の把握を目的として調査を実施し、その結果は以下のとおりであった。

1. 現状

1) 市町村において実施している乳幼児健診事業

各種健診	市町村数	市町村
1か月児	—	※9市町において健診費用の助成を実施。
3～4か月児	19	
6～7か月児	19	
9～10か月児	19	
1歳児	3	若桜町、大山町、日南町
1歳6か月児（義務）	19	
1歳6か月児以降	1	境港市
2歳児	2	日吉津村、江府町
3歳児（義務）	19	
5歳児	19	

2) 1か月児・5歳児健診について母子保健医療対策総合支援事業（国の補助事業）の活用について（令和6年度申請状況）

補助事業活用の意向		市町村数	市町村
1か月児	① 申請あり	8	境港市、岩美町、若桜町、三朝町、琴浦町、北栄町、日南町（※）、日野町（※）
	② 申請なし ※1 R7年度に向けて準備中を含む	11	鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町、八頭町、湯梨浜町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、江府町
5歳児	① 申請あり	10	岩美町、若桜町、八頭町、三朝町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野町、江府町
	② 申請なし ※2 R7年度に向けて準備中を含む	9	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、智頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、南部町

(※1) 国補助事業の対象要件である医療機関委託による実施及び情報共有はしていないため、申請可能か確認中。

(※2) 対象者全員実施が国保補助事業の対象要件となるため、活用について検討中。

令和7年度の乳幼児健診に係る健診医の依頼状況については、中部圏域の5歳児健診において、3回分の健診医の確保が保留となっている状況である。

乳幼児健診に係る課題としては、健診医の確保が毎年課題であり、現在実施している乳幼児健診の健診医の確保が困難な状況の中、国の補助対象となる悉皆での5歳児健診の実施は不可能である。また、現在、直接依頼している医師が健診困難になった場合の体制整備等も課題である。

・今後の乳幼児健診実施体制に向けたご意見

1. 健診医の確保策

- ・市町村も関与すべきであるが、実質的には医師会・小児科医会で対応可能な医師を発掘・調整する方が有効と考えられる。
- ・小児科医も高齢化となっており、西部地区は園医が壊滅的な状況。
- ・県内の乳幼児健診に対応している医師を整理し見える化することは、広域調整や対応可能医師の発掘の観点からも有効である。

2. 健診実施体制の効率化

- ・巡回方式及び園医方式での健診実施は、効率化できる部分は検討いただきたいが、本来の健診の目的に合うのかも確認が必要。
- ・複数市町村の合同実施については、避けては通れないと思う。個人情報の取扱い等一定のルールを決めて実施する等検討すべきである。

3. 健診医の専門性

- ・3歳児健診・5歳児健診には、内科医にも参加をいただけるかもしれない。
- ・乳幼児健診マニュアルの内容について、今後、健診に係る研修会を開催する場合、内科医の先生方にも参加いただいた方がよい。
- ・1か月児健診は、産科医が中心であり、小児科医にはハードルが高い部分もある。
- ・1か月児健診は、国で示された健診項目が実施可能な先生に診てもらった方が良いため、小児科は手上げ方式にしてはどうか。
- ・5歳児健診における各関係機関の役割や、保健師・保育士・福祉専門職のための人材育成的な研修があるとよいのではないかと思う。

・乳幼児健診に係る今後の対応方針（案）について

乳幼児健診は市町村事業であることから、市町村の責任において診察医の確保を行う必要があるが、全県で健診医の高齢化等に伴い、市町村単独で医師を確保するための交渉を行うことが困難になってきている。中長期的な持続可能性を念頭に置き、乳幼児健診の体制等について、以下の方針（案）が示されたが、引き続き、鳥取県、市町村、県医師会、各地区医師会等のご意見を伺いつつ今後も協議することとなった。

1. 実施体制について

- ・各市町村の乳幼児健診の実施体制及び健診医の先生方（必要時にご協力をいただける先生を含む。）情報を医師会等の協力のもと一覧化し、各市町村・保健所・圏域医師会等の関係機関で共有することにより、健診医の不足枠の調整や急な代打対応の調整が円滑化を図る。
- ・中長期的な対応として、乳幼児健診を病院で実施する方法や、園医による5歳児健診の実施等について、実現可能性を継続的に検討していく。
- ・委託単価の統一について、各市町村と協議を進め、次回以降協議する。

2. 健診の実施方法について

- ・3歳児健診については、小児科医だけでは手一杯な状況であるため、内科医にもご協力をお願いしていく。
- ・5歳児健診については、各市町村における実施方法の違い（実施回数、所要時間、ピックアップ方法、問診項目、医師の診察方法、保健師の役割等）を明らかにした上で、健診に係る医師の負担軽減や効率化の観点から、可能な限り標準化を図る。
- ・5歳児健診において、SDQ や保護者の希望によるピックアップ方式を採用している市町村については、国の動きも見据えつつ、対象者全員に問診を行う体制の整備を目指していくことが望ましい。

3. スキルアップ研修について

- ・3歳児及び5歳児健診における診察方法等について、既に学会等において行っている、小児科以外の先生への研修会等も活用し、小児科医及び内科医の先生方への研修会の実施（県事業）を検討していく。
- ・5歳児健診における各関係機関の役割や、保健師・保育士・福祉専門職のための人材育成（スキルアップ）を目的とした研修会（県事業）を実施していく。

（2）鳥取県乳幼児健康診査マニュアル改正について

鳥取県乳幼児健康診査マニュアルの改訂については、国の乳幼児健康診査身体診察マニュアルの改正の動きを見ながら、小委員会においても検討していき、鳥取県乳幼児健康診査マニュアルの問診項目においては、国が示す乳幼児健診票の項目と記載を統一するかどうかを含めて、改定時検討することとしていた。ところが、国においてさらなる改訂はされていないため、今年度から県版の改訂作業を再開する。

鳥取県乳幼児健康診査マニュアルの問診項目については、成育医療等基本方針に沿った項目の見直しが必要であること、現在、市町村独自の問診項目が多くなってきており、県内市町村及び県外との比較が難しい状況になっていること等から、国が示す乳幼児健診票の項目と記載を統一する方向で検討する。

今後のスケジュールとしては下記の通りである。

時期	内容
令和6年度中	各担当の改正案をまとめる
令和7年春頃	全体で協議
令和7年夏頃	乳幼児健康診査マニュアル（改訂版）完成

【参考】各項目の担当について（令和４年９月７日年度母子保健対策小委員会）

項目	担当委員
全体の統括	松田委員、岡田委員、橋田委員
神経診察の統括	前垣委員
神経診察	戸川委員、中村委員
身体診察の統括	長田委員
乳児の身体診察	大谷委員、岡本委員
12 か月以降の身体診察	船木委員、美野委員

各項目の担当の全体の統括に松田委員を追加する。

（３）１ か月児健康診査の実施について

１ か月児健康診査については、これまで市町村での実施はしておらず、医療機関において実施していただいているところである。

令和５年度から１ か月児健診及び５歳児健診に係る国補助事業が開始され、医療機関委託での実施をしている市町村もあるが、集合契約での実施を希望されている市町村も多く、県内における実施体制について検討し、以下の通り取り組むこととなった。

県及び市町村が医療機関等と、基本的には国の示す健診項目を実施いただける産婦人科医及び手上げしていただいた小児科医と委託契約を締結し、１ か月児健康診査を実施する。

実施費用については、現状として、県内における費用も様々であることから、集合契約となった場合は、単価を統一して進めるよう検討する。

（４）その他

次回以降の開催について、次回は年内の開催を検討しており、委員の先生の参加しやすい日時を確認し決定する。

以上